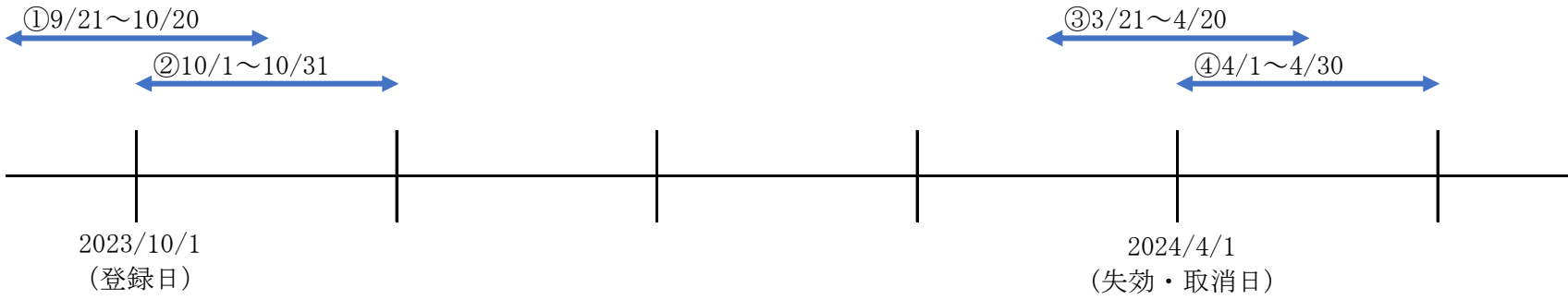


＜解説＞請求書の「発行不可」のパターンと対処方法

次の1～5に該当する場合、請求書を発行できません。これらの請求書は、一覧画面に「発行不可」と表示されます。
「発行不可」の請求書について、各パターンごとに対処方法を記載していますので、ご確認ください。
なお、一覧画面に「発行不可」の請求書がある場合であっても、「発行不可」と表示されていない請求書は発行できます。

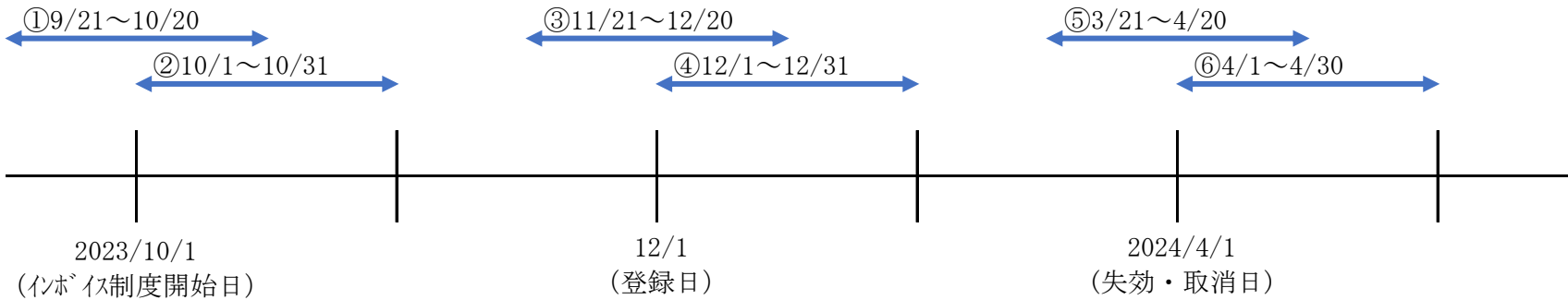
1. 【発行不可A】適格請求書発行事業者の登録日が未入力の場合
「基本情報」タブの「自社情報」メニューで適格請求書発行事業者の登録日を入力してください。
2. 【発行不可B】適格請求書発行事業者で、請求期間が適格請求書発行事業者の登録日や失効・取消日をまたぐ場合

(1) 適格請求書発行事業者の登録日が2023年10月1日の場合



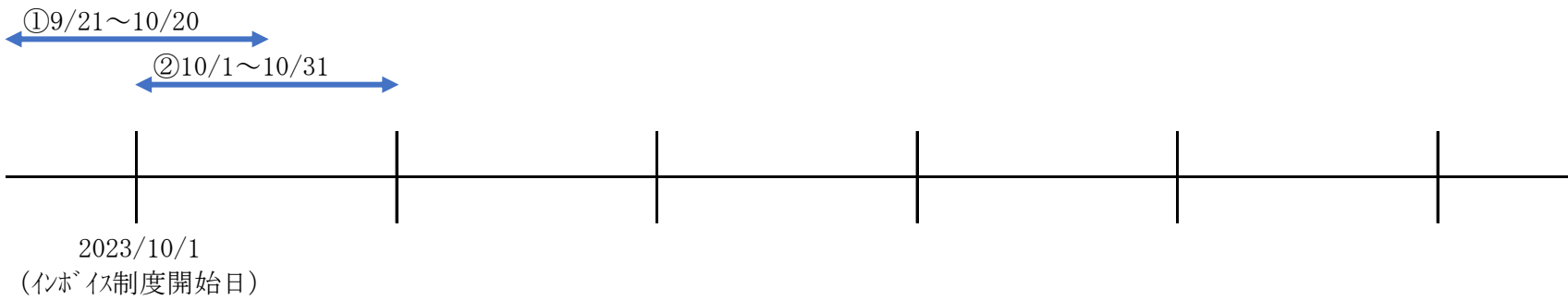
- ①発行可：インボイスに該当します（登録日が2023/10/1の場合に限り、登録日をまたぐ請求書を発行できます）。
②発行可：インボイスに該当します。
③発行不可：失効・取消日をまたぐ請求書は発行できません。3月30日以前と4月1日以降で請求書を分けて発行してください。（※）
④発行可：インボイスに該当しません。

(2) 適格請求書発行事業者の登録日が2023年10月2日以降の場合



- ①発行不可：10月1日をまたぐ請求書は発行できません。9月30日以前と10月1日以降で請求書を分けて発行してください。（※）
②発行可：インボイスに該当しません。
③発行不可：登録日をまたぐ請求書は発行できません。11月30日以前と12月1日以降で請求書を分けて発行してください。（※）
④発行可：インボイスに該当します。
⑤発行不可：失効・取消日をまたぐ請求書は発行できません。3月30日以前と4月1日以降で請求書を分けて発行してください。（※）
⑥発行可：インボイスに該当しません。

3. 【発行不可C】免税事業者等で、請求期間が2023年10月1日をまたぐ場合



- ①発行不可：10月1日をまたぐ請求書は発行できません。9月30日以前と10月1日以降で請求書を分けて発行してください。（※）
②発行可：インボイスに該当しません。

4. 【発行不可D】要差し替えの請求書が「登録日」「失効・取消日」「インボイス制度開始日(2023年10月1日)」をまたぐ場合
「請求書の問合せ・再発行・発行取消」メニューで該当する請求書を発行取消し、再度、請求書を発行してください。

5. 【発行不可E】インボイスに対応していないフォームが選択されている場合
「基本情報」タブの「得意先の確認・登録・削除」メニューや「印刷フォームの設定」メニューで、インボイス対応の請求書フォームを設定してください。

※ 「請求書の発行」メニュー等の「発行区分」で「随時」を選択し、登録日等の前後で請求書を分けて発行してください。
なお、登録日等の前日で請求書を発行済みの場合は、一旦発行を取り消したうえで再度発行してください。

以上